

○ 運営基準の遵守について

新制度に移行した施設は、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項の規定により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に従い、教育・保育の提供を行うこととされています。

1. 運営規定（基準第 20 条、第 46 条）

施設は、施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかねばなりません。

- ①施設又は事業の目的及び運営の方針
- ②提供する特定教育・保育又は特定地域型保育の内容
- ③職員の職種、員数及び職務の内容
- ④特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日
- ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ⑥小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- ⑦特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪その他特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

上記の運営規程のほか、施設は、「学則」又は「園則」を定める必要があります。

幼稚園、幼稚園型認定こども園 （学校教育法施行規則第 4 条）	幼保連携型認定こども園 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 16 条）
①修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項 ②部科及び課程の組織に関する事項 ③教育課程及び授業日時数に関する事項 ④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 ⑤収容定員及び職員組織に関する事項 ⑥入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 ⑦授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 ⑧賞罰に関する事項 ⑨寄宿舍に関する事項	①学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ②教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ③保護者に対する子育て支援の内容に関する事項 ④利用定員及び職員組織に関する事項 ⑤入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ⑥保育料その他の費用徴収に関する事項 ⑦その他施設の管理についての重要事項

運営規程として定めるべき事項について、学則等で網羅している場合は、運営規程と兼ねることができます。

なお、幼稚園、幼稚園型認定こども園の学則については、大阪府が、幼保連携型認定こども園の園則については、堺市が所管することとなります。

2. 内容及び手続きの説明、同意（基準第5条）

施設は、教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者に対して、以下の事項の事前説明を行ったうえで、同意を得るが必要です。

- ① 運営規程の概要（施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、利用定員、開所日・時間等）
- ② 職員の勤務体制
- ③ 利用者負担（上乗せ徴収・実費徴収を含む。）
- ④ 利用の開始及び終了に関する事項等
- ⑤ その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項（苦情処理体制、事故発生時の対応、非常災害対策）

パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することが基本となります。
なお、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能です。

○ 業務管理体制の整備について

新制度に移行した施設は、子ども・子育て支援法第 55 条の規定により、第 33 条第 6 項(※)に規定する義務の履行を確保されるよう、業務管理体制を整備したうえで、届出が必要となります。

基 準	届出事項	対象設置者
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任	① 設置者・事業者に関する情報 ・ 法人の名称又は氏名、所在地 ・ 代表者の氏名等 ② 法令遵守責任者の氏名等	すべての設置者
業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）の整備	法令遵守規程の概要	事業所等数 20 以上の設置者
業務執行の状況の監査	業務執行の状況の監査の方法の概要	事業所等数 100 以上の設置者

届出に当たっては、以下の区分に応じて届出を行います。

区 分	届出先
確認に係る施設、事業が 1 つの市に所在する場合	市長
確認に係る施設、事業が 2 つ以上の都道府県に所在する場合	内閣総理大臣（国）
それ以外の場合	大阪府知事

（参考）

※子ども・子育て支援法第 33 条 6 項

特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。